

5年保存

基発第 0319003 号
平成 15 年 3 月 19 日

厚生労働大臣 殿

労働基準局長
(公印省略)

「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について (内申)

標記について、厚生労働省の内部組織に関する訓令 (厚生労働省訓第 1 号) の規定に基づき、別添のとおり関係書類を添えて申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

労働基準局の内部組織に関する細則

平成15年4月1日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）、厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和47年労働省令第46号）に定めるところによるほか、労働基準局の内部組織を次のとおり定め、平成15年4月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

| 課等の名称 | 組織 補佐の 定数 | 専 門 官 | | 数 | 係 名 称 | 専 門 職 | | 主査の 定数 |
|------------------|-----------------|--------------------------------------|----------------|------------|--|----------|----|-----------|
| | | 名 称 | 定 数 | | | 名 称 | 定数 | |
| 総務課 | 6 <内2> | | | 11 <内4> | 秘書人事係 人事係 給与・職員係 総括係 法規係 (法規第二係) 総務係 (広報係) (監理係) 予算係 (庶務経理係) | | | |
| 〔労働保険審査会 事務室〕 | 2 | | | 4 | 庶務係 審査第一係 審査第二係 審査第三係 | | | |
| 監督課 | 4 <内4> | 労働監督訟務官 | 1 | 6 <内1> | 管理係 企画係 (企画第二係) 法規係 監督係 監察係 | | | |
| 〔労働条件確保改善対策室〕 | 1 | 外国人労働条件専門官 | 1 | 2 | 改善係 特別対策係 | | | |
| 賃金時間課 | 3 | 中央労働部課長補佐兼指導官 中央賃金指導官 | 3 2 | 7 | 管理係 企画調整係 法規係 政策係 最低賃金係 指導係 時短業務係 | | | |
| 労働保険徴収課 | 3 <内1> | 労働保険事務組合指導官 中央徴収専門官 | 1 1 | 8 <内3> | 総務係 予算係 社会保険労務士係 企画係 (法規係) (決算徴収係) (適用係) 指導係 | | | |
| 〔労働保険徴収業務室〕 | 1 | | | 3 <内1> | 管理係 業務第一係 (業務第二係) | 主任プログラマー | 2 | |
| 安全衛生部計画課 | 5 <内2> | 安全衛生機関検査官 (中央産業安全専門官) | 1 1 <内1> | 4 | 管理係 団体監理係 法規係 企画係 | | | |
| 〔国際室〕 | 1 | (中央労働衛生専門官) | 1 <内1> | 2 | 業務第一係 業務第二係 | | | |
| 安全衛生部安全課 | 1 | 中央産業安全専門官 (安全衛生機関検査官) | 5 1 <内1> | 3 <内2> | 業務第一係 (業務第二係) (業務第三係) | | | |
| 〔建設安全対策室〕 | 1 | 技術審査官 中央産業安全専門官 | 2 1 | 1 | 指導係 | | | |
| 安全衛生部労働衛生課 | 1 | 中央じん肺診査医 中央労働衛生専門官 | 1 6 | 6 <内4> | 業務第一係 業務第二係 (業務第三係) (業務第四係) (業務第五係) (業務第六係) | | | |
| 〔環境改善室〕 | 1 | 中央労働衛生専門官 | 1 | 2 | 環境改善係 測定技術係 | | | |
| 安全衛生部化学物質調査課 | 1 | 有害性調査機関査察官 化学物質情報管理官 有害化学物質専門官 | 1 1 1 | 2 | 業務係 審査係 | | | |

| | | | | | | | | |
|--------------|--------------|-----------------------------------|-------------|----------------|---|----------|---|---|
| 労災補償部労災管理課 | 6 <内1> | | | 1 1 | 管理係 総務係 企画調整係 法規係 予算係 決算係 経理係 調度係 事業団監理係 福祉係 監察係 | | | 1 |
| 労災保険財政数理室 | 1 <内1> | 労災保険数理専門官 | 2 | 2 | 料率係 調査係 | | | |
| 労災補償部補償課 | 2 | 中央労災医療監察官 中央社会復帰指導官 労災医療専門官 | 1 1 1 | 7 <内2> | 業務係 企画調整係 (障害認定係) 通勤災害係 医事係 (福祉係) 二次健康診断等給付係 | | | |
| 職業病認定対策室 | 1 | 中央職業病認定調査官 | 4 | 2 | 職業病認定業務第一係 職業病認定業務第二係 | | | |
| 労災保険審査室 | 1 | 労災保険審査専門官 中央労災補償訟務官 | 3 3 | 3 <内1> | 審査係 (審査第二係) 訟務係 | | | |
| 労災補償部労災保険業務室 | 7 <内2> | システム管理調整官 | 1 | 2 1 <内7> | 管理係 経理係 企画調整係 システム管理係 システム運用係 伝送係 年金業務係 年金福祉第一係 年金福祉第二係 統計調査係 短期給付係 システム企画係 支払第一係 支払第二係 (開発第一係) (開発第二係) (情報システム業務係) (情報システム運用係) (電子申請第一係) (電子申請第二係) (電子申請第三係) | 主任プログラマー | 3 | 1 |
| 勤労者生活部企画課 | 4 <内2> | 財産形成専門官 | 1 | 5 <内1> | (管理係) 企画係 法規係 財形融資係 財形管理係 | | | |
| 労働金庫業務室 | 1 <内1> | 労働金庫検査官 | 6 | 2 | 指導係 検査係 | | | |
| 勤労者生活部勤労者生活課 | 3 <内1> | 貸金・退職金制度専門官 | 1 | 6 <内1> | 調査係 数理第一係 (数理第二係) 貸金・退職金制度係 監理係 業務係 | | | |
| 勤労者福祉事業室 | | | | 2 | 援助係 指導係 | | | |
| 計 | 5 7 <内17> | | 5 6 <内3> | 1 2 2 <内27> | | | 5 | 2 |

(注) 1. 併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

室長 ()
 補佐 <内 >
 専門官・係長 () =名称、<内 > =定数
 計 <内 >

2. 表に定めるもののほか、貸金時間課に主任中央貸金指導官1人、安全衛生部安全課建設安全対策室に、主任技術審査官1人を置く、

2. 事務分担表

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|----------------------|---------------------------|--|
| 【総務課】 | | |
| 課長補佐 | 秘書人事係 | 1. 局長秘書に関する事。 2. 局内職員の人事・給与に関する事。 3. 服務及び福利厚生に関する事。 |
| 課長補佐 | 人事係 | 1. 労働基準局職員・地方職員(監督官)の人事・懲戒及び分限に関する事(大臣官房地方課所掌分を除く。) |
| | 給与・職員係 | 1. 労働基準局及び地方官署の職員の昇格・定数に関する事(大臣官房地方課所掌分を除く。) |
| | 2. 地方職員の研修(労働基準局関係)に関する事。 | |
| 課長補佐(併) | 総括係 | 1. 局の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| | 法規係 | 1. 局所掌法令に属するものの制定、改廃及び解釈に係る事務(他の所掌に属するものを除く。)に関する事。 2. 行政評価・監視に関する事。 |
| | 法規第二係(併) | 1. 労働基準法制の見直しに関する事。 |
| 課長補佐 | 総務係 | 1. 地方官署の組織及び定員に関する事(大臣官房地方課所掌分を除く。) |
| | 広報係(併) | 1. 広報に係る連絡調整に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 監理係(併) | 1. 公益法人に関する事。 |
| 課長補佐 | 予算係 | 1. 局内の予算編成、執行及び配賦等に関する事。 |
| | 庶務経理係(併) | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 局内(一般会計)の経理に関する事。 |
| 【労働保険審査会事務局】 | | |
| 室長補佐 | 庶務係 | 1. 室の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 室の予算及び経理等に関する事。 |
| 室長補佐 | 審査第一係 | 1. 労災保険の再審査事務(第一合議体関係)に関する事。 |
| | 審査第二係 | 1. 労災保険の再審査事務(第二合議体関係)に関する事。 |
| | 審査第三係 | 1. 雇用保険、退職金共済の再審査事務に関する事。 |
| 【監督課】 | | |
| 課長補佐(併) | 管理係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 課の予算及び経理等に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 企画係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| | 企画第二係(併) | 1. 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 法規係 | 1. 法令の制定、改廃及び解釈に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 監督係 | 1. 監督官の権限行使に関する事。 2. 監督業務の計画運営に関する事。 |
| | 監察係 | 1. 地方局署の監督業務の指導及び調整等に関する事。 2. 行政不服審査、行政事件訴訟及び国家賠償請求訴訟に関する事。 |
| 労働監督訟務官 | | |
| 【労働条件確保改善対策室】 | | |
| 室長補佐 | 改善係 | 1. 室の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| | 特別対策係 | 1. 外国人労働者・技能実習生対策及び派遣労働者対策等に関する事。 2. 外国人労働者に係る労働条件の確保及び改善についての指導及び調整等に関する事。 |
| 外国人労働条件専門官 | | |
| 【賃金時間課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 課の予算及び経理等に関する事。 |
| | 企画調整係 | 1. 労働時間及び休息に関する施策の企画立案等に関する事。 2. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| 課長補佐 | 法規係 | 1. 労働時間及び休息に関する法令の制定、改廃及び施行に関する事。 |
| | 政策係 | 1. 賃金の基準(最低賃金を含む)に関する施策の企画立案に関する事。 2. 賃金に関する法令の制定、改廃及び施行等に関する事。 |
| 課長補佐 | 最低賃金係 | 1. 課の所掌に係る統計調査の実施、分析及び連絡調整に関する事。 |
| | 指導係 | 1. 最低賃金制の運用に関する事。 |
| | 時短業務係 | 1. 労働時間の短縮の促進に関する事。 2. 労働時間短縮に係る助成金の支給事務等に関する事。 |
| 中央労働時間短縮促進指導官 | | 1. 労働時間短縮を促進するための関係行政機関・関係団体等に対する調整及び指導に関する事。 |
| 中央賃金指導官 | | 1. 賃金に関する専門知識についての地方局署職員への指導及び地方局相互間の調整に関する事。 |
| 【労働保険徴収課】 | | |
| 課長補佐 | 総務係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 徴収勘定の支出負担行為及び契約等に関する事。 |
| | 予算係 | 1. 徴収勘定に係る予算の編成、執行及び配賦等に関する事。 |
| 課長補佐 | 社会保険労務士係 | 1. 社会保険労務士法の施行、試験の実施に関する事。 |
| | 企画係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| | 法規係(併) | 1. 法令の制定、改廃及び解釈に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 決算徴収係(併) | 1. 徴収勘定に係る歳入歳出及び決算に関する事。 |
| | 適用係(併) | 1. 労働保険の適用に関する事。 |
| | 指導係 | 1. 労働保険の徴収等に関する通達作成、業務指導及び統計等に関する事。 |

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|--------------|----------|--|
| 労働保険事務組合指導官 | | 1. 労働保険事務組合の育成、指導に関する事。 |
| 中央徴収専門官 | | 1. 労働保険の徴収、滞納処分等の専門的、技術的な指導に関する事。 |
| 【労働保険徴収業務室】 | | |
| 室長補佐 | 管理係 | 1. 室の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 室の予算及び経理等に関する事。 |
| | 業務第一係 | 1. システム設計、機械処理、業務指導及び研修等に関する事。 |
| | 業務第二係(併) | 1. プログラムの作成及び保管に関する事。 |
| | 主任プログラマー | 1. システムの評価、改善、プログラムの企画及び調整に関する事。 |
| 【安全衛生部】 | | |
| 【計画課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係 | 1. 部の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 部の予算及び経理等に関する事。 |
| 課長補佐 | 団体監理係 | 1. 労災防止団体の監督、定款の認可及び補助金の交付に関する事。 2. 労働安全衛生コンサルタント関係業務に関する事。 |
| 課長補佐 | 法規係 | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 企画係 | 1. 部の所掌に係る施策の企画立案等に関する事。 |
| 課長補佐(併) | | 1. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| 安全衛生機関検査官 | | 1. 検査代行機関等の業務監督等の指導に関する事。 |
| 【国際室】 | | |
| 室長補佐 | 業務第一係 | 1. 産業安全及び労働衛生に係る国際関係事務に係る企画及び調整等に関する事。 |
| | 業務第二係 | 1. 国際協力関係業務に関する事。 |
| 【安全課】 | | |
| 課長補佐 | 業務第一係 | 1. 安全関係業務一般の調整に関する事。 2. 課の予算・組織に関する事。 |
| | 業務第二係(併) | 1. 一般機械(プレス機械、木工機械を除く)関係災害等の防止及び事後措置に関する事。 |
| | 業務第三係(併) | 1. 電気災害、陸上貨物取扱業及び交通運輸業関係災害等の防止及び事後措置に関する事。 |
| 安全衛生機関検査官(併) | | 1. 検査代行機関等の業務監督等の指導に関する事。 |
| 【建設安全対策室】 | | |
| 室長補佐 | 指導係 | 1. 建設業における労働災害防止に関する事。 |
| 技術審査官 | | 1. 建設工事計画の安全確保に係る審査等に関する事。 |
| 【労働衛生課】 | | |
| 課長補佐 | 業務第一係 | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 課の予算・組織に関する事。 |
| | 業務第二係 | 1. 労働衛生関係業務一般の企画及び調整に関する事。 |
| | 業務第三係(併) | 1. じん肺法及び粉じん障害防止規則の施行等に関する事。 |
| | 業務第四係(併) | 1. 健康保持増進事業の実施等に関する事。 |
| | 業務第五係(併) | 1. 電離放射線障害防止規則及び高気圧障害防止規則等の施行に関する事。 |
| | 業務第六係(併) | 1. 健康診断の基準等に関する事。 |
| 【環境改善室】 | | |
| 室長補佐 | 環境改善係 | 1. 快適職場形成促進事業等に関する事。 |
| | 測定技術係 | 1. 作業環境測定基準の指導等に関する事。 |
| 【化学物質調査課】 | | |
| 課長補佐 | 業務係 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| | 審査係 | 1. 新規化学物質の審査及び名称の公表等に関する事。 |
| 有害性調査機関監察官 | | 1. 有害性調査を行う機関に係る試験施設等に対する適合確認調査及び査察結果の計画等に関する事。 |
| 化学物質情報管理官 | | 1. 化学物質の有害性調査及び情報収集等に関する事。 |
| 有害化学物質専門官 | | 1. 有害化学物質の有害性情報の収集等に関する事。 |
| 【労災補償部】 | | |
| 【労災管理課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係 | 1. 部の所掌に係る庶務一般に関する事。 2. 労災勘定に属する本省職員の給与に関する事。 |
| | 総務係 | 1. 労災補償事務に係る組織及び定員に関する事。 2. 労災勘定の人件費等に関する事。 |
| 課長補佐 | 企画調整係 | 1. 部の所掌に係る施策の企画立案等に関する事。 2. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関する事。 |
| | 主査 | 1. 企画調整係の所掌事務の一部を分掌する。 |
| | 法規係 | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関する事。 |
| 課長補佐 | 予算係 | 1. 労災勘定に係る予算の編成、執行及び配賦等に関する事。 |
| | 決算係 | 2. 労災勘定に係る歳入歳出及び決算に関する事。 |
| 課長補佐 | 経理係 | 1. 労災勘定の支出負担行為及び契約等に関する事。 2. 労災勘定の支出に関する事。 |
| | 調度係 | 1. 労災勘定の債権管理及び徴収に関する事。 2. 労災勘定の物品及び国有財産の管理等に関する事。 |
| 課長補佐 | 事業団監理係 | 1. 労働福祉事業団の業務の監督、出資金及び交付金の交付等に関する事。 |
| | 福祉係 | 1. 労働福祉事業に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 監察係 | 1. 監察計画樹立の補助に関する事。 2. 監察実施事務の補助及び監察記録の整備保存に関する事。 |
| 【労災保険財政数理室】 | | |

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|-------------------|--------------|---|
| 室長補佐(併) | 料率係 | 1. 労災保険率、特別加入保険料率の算定及び検討等に関すること。 |
| | 調査係 | 1. 労災保険経済の分析及び見通しの作成並びに必要な事項についての調査に関すること。 |
| 労災保険数理専門官 | | 1. 労災保険数理一般、メリット制度及び各種調査の計画等に関すること。 |
| 【補償課】 | | |
| 課長補佐 | 業務係 | 1. 休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、葬祭料(葬祭給付)、傷病(補償)年金及び介護(補償)給付等に関すること。 2. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。 |
| | 企画調整係 | 1. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 2. 労災補償関係法令の疑義照会等に関すること。 |
| | 障害認定係(併) | 1. 障害(補償)給付の認定に関すること(業務係に属するものを除く。) 2. 障害等級認定基準等の見直しに関すること。 |
| | 通勤災害係 | 1. 通勤災害等に関すること。 2. 特別加入に関すること。 |
| 課長補佐 | 医事係 | 1. 療養(補償)給付、診療費の審査制度及び指定医制度等に関すること。 |
| | 福祉係(併) | 1. 労働福祉事業に関すること。 |
| | 二次健康診断等給付係 | 1. 二次健康診断等の給付に関すること。 |
| 中央労災医療監察官 | | 1. 療養(補償)給付等の適正事務についての地方監察官等への指導等に関すること。 |
| 中央社会復帰指導官 | | 1. 被災労働者の社会復帰の促進についての地方局関係職員への指導等に関すること。 |
| 労災医療専門官 | | 1. 労災医療に要する費用の算定基準の策定、その他労災医療に関する事務で専門的事項に関すること。 |
| 【職業病認定対策室】 | | |
| 室長補佐 | 職業病認定業務第一係 | 1. 負傷に起因する脳・心臓疾患等に係るもの等に係る認定基準の策定、改廃並びにりん同事案等の取扱に関すること。 |
| | 職業病認定業務第二係 | 1. じん肺肺がん等に係る認定基準の策定、改廃並びにりん同事案等の取扱に関すること。 |
| 中央職業病認定調査官 | | 1. 業務上疾病に係る認定、その他補償に関する事務で専門的知識を必要とする事項についての調査等に関すること。 |
| 【労災保険審査室】 | | |
| 室長補佐 | 審査係 | 1. 労働保険審査会の審査事案等に関すること。 |
| | 審査第二係(併) | 1. 労働保険審査会との連絡調整に関すること。 |
| | 訟務係 | 1. 労災補償関係の訴訟に係る事務に関すること。 |
| 労災保険審査専門官 | | 1. 労働保険審査会の審査事案に関する事務で専門的事項に関すること。 |
| 中央労災補償訟務官 | | 1. 労災補償及び労災保険に係る争訟に関する事務等。 |
| 【労災保険業務室】 | | |
| 室長補佐 | 管理係 | 1. 室の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 室の予算の編成及び実行計画に関すること。 |
| | 経理係 | 1. 資金前途官吏の事務に関すること。 2. 分任契約担当官の事務に関すること。 |
| | 企画調整係 | 1. 室の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 |
| | 主査 | 1. 企画調整係の所掌事務の一部を分掌する。 |
| 室長補佐(併) | システム管理係 | 1. システムの実施(移行)計画及び改善、開発事案に係る運用計画・管理等に関すること。 |
| | システム運用係 | 1. 各システムの運用に関すること。 |
| | 伝送係 | 1. データ通信回線網及び通信制御用電子計算機の利用計画等に関すること。 |
| 室長補佐 | 年金業務係 | 1. 年金給付、労災就学等奨励費、福祉施設給付金、一時金給付及び介護(補償)給付の支給に係る業務の企画調整並びに関連部署との連絡調整に関すること。 |
| | 年金福祉第一係 | 1. 年金給付等の受給者の相談・支援に係る業務委託・調査研究及び資料分析に関すること(他の係に属するものを除く。) |
| | 年金福祉第二係 | 1. 労災特別介護施設の設置に係る企画、計画の実施及び連絡調整等に関すること。 |
| 室長補佐 | 統計調査係 | 1. 労災保険給付に係る機械処理決算業務に関すること。 2. 労災保険給付に係る給付統計等に関すること。 |
| | 短期給付係 | 1. 短期給付一元管理システム等の機械処理に係る業務分析・プログラム改修等に関すること。 |
| 室長補佐 | システム企画係 | 1. 労災保険業務におけるシステム開発に係る業務分析等に関すること。 |
| | 支払第一係 | 1. 年金給付等及び診療費の支払、支払に係る事故処理等に関すること。 |
| | 支払第二係 | 1. 支払関係リスト等の整備及び保管等に関すること。 |
| 室長補佐 | 開発第一係(併) | 1. 新規システムの設計、テスト及び事務処理手引き等の作成等に関すること。 |
| | 開発第二係(併) | 1. 新規システムの設計、テスト及び事務処理手引き等の作成等に関すること。 |
| 室長補佐(併) | 情報システム業務係(併) | 1. 労働基準情報システムに係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。 |
| | 情報システム運用係(併) | 1. 労働基準情報システムの開発、運用、管理に関すること。 |
| | 電子申請第一係(併) | 1. 労災保険にかかる電子申請受理システムの開発に関すること。 |
| | 電子申請第二係(併) | 1. 労働基準局所管法令(除く労災保険法、徴収法、労働安全衛生関係法令)にかかる電子申請システムの開発に関すること。 |
| | 電子申請第三係(併) | 1. 労働安全衛生関係法令に係る電子受理システムの開発に関すること。 |
| システム管理調整官 | | 1. 新規システムの開発業務の統括に関すること。 |
| | 主任プログラマー | 1. システムの評価、改善、プログラムの企画及び調整に関すること。 |
| 【勤労者生活部】 | | |
| 【企画課】 | | |
| 課長補佐 | 管理係(併) | 1. 部の所掌に係る庶務一般に関すること。 2. 部の予算の編成及び実行計画に関すること。 |
| 課長補佐 | 企画係 | 1. 勤労者の福祉に係る施策の企画立案等に関すること(勤労者生活課の所掌に属するものを除く。) |
| | 法規係 | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。 |

| 課長補佐等 | 係等の名称 | 所掌事務 |
|-------------------|-----------|---|
| 課長補佐(併) | 財形融資係 | 1. 勤労者財産形成融資制度の運営等に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 財形管理係 | 1. 勤労者財産形成貯蓄制度の運営に関する事。 2. 勤労者財産形成促進制度に係る税制に関する事。 |
| 財産形成専門官 | | 1. 勤労者財産形成制度についての調査及び研究並びに勤労者財産形成促進制度の改善及び普及等に関する事。 2. 1に係る関係機関との連絡調整等に関する事。 |
| 【労働金庫業務室】 | | |
| 室長補佐(併) | 指導係 | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の指導及び監督等に関する事。 |
| | 検査係 | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査の企画立案に関する事。 |
| 労働金庫検査官 | | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査に関する事。 |
| 【勤労者生活課】 | | |
| 課長補佐 | 調査係 | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関する事。 2. 勤労者の福祉に係る施策の企画立案等に関する事(企画課の所掌に属するものを除く。) |
| | 賃金・退職金制度係 | 1. 賃金・退職金制度に関する企画、立案及び退職手当の保全措置等に関する事。 |
| 課長補佐(併) | 数理第一係 | 1. 中小企業退職金共済制度の数理等に関する事。 |
| | 数理第二係(併) | 2. 中小企業退職金共済制度の運営等に関する事。 |
| 課長補佐 | 監理係 | 1. 勤労者退職金共済機構の監督等に関する事。 |
| | 業務係 | 1. 中小企業退職金共済制度の運営等に関する事。 |
| 賃金・退職金制度専門官 | | 1. 賃金・退職金制度に関する企画立案に関する事。 2. 1に係る関係機関との連絡調整等に関する事。 |
| 【勤労者福祉事業室】 | | |
| 室長補佐(併) | 援助係 | 1. 中小企業勤労者総合福祉推進事業の実施等に関する事。 |
| | 指導係 | 1. 労働者の福利厚生に係る施策の実施等に関する事。 |